令和6年度

爱知県立碧南工科高等学校 生活のきまり



3

衣浦湾の

清朗の

歌をうたわん

英知をあつめ

夕栄えや

波きらめきて 星生るる

ここ碧南の海

歌をうたわん 技術をきたえ

昭和四十九年二月十六日制定

2.

ここ碧南の土

水みなぎって 魚躍る

矢作川原の 昼しずか

剛健の 歌をうたわん 理想をかかげ

清水孝之氏 作詞

校

歌

1

油が淵か

朝ぼらけ

芦角ぐみて

日 は

にのぼる

ここ碧南の空 に

服装について

1 指定制服について

学校の指定制服を正しく着用するものとし、清潔な身だしなみを保つ。制服の変形や不備、着崩しは認めない。けが等で制服を着用できない場合は申し出る。

(1) 指定制服は、以下のとおりである。

指定制服	着 用 項 目	備 考
本校指定のブレザー、スラックス、 冬制服 スカート、ワイシャツ、ブラウス、 ネクタイ		
合 服	本校指定のスラックス、スカート、 ワイシャツ、ブラウス、ネクタイ	・スラックスを着用する場合は、ベルトを着用する
夏制服	本校指定のスラックス、スカート、 半袖シャツ、ブラウス	

- (2) 各制服の着用期間は特に指定しない。ただし、式典等については冬制服か夏制服かを指定する場合がある。
- (3) 合服については、5月1日~10月31日の間はネクタイを略してもよい。
- (4) ネクタイは学年色とする。令和6年度入学生は「青」、令和5年度入学生は「緑」、令和4年度入学生は「赤」とする。

2 防寒用品について

防寒用品の使用は、冬制服着用時のみとする。

品目	基準	備考
上着(コート、ウインドブレーカー等)		・制服ブレザーを略して着用しない
手袋、マフラー	華美でないもの	・朝のSTから帰りのSTまでの間は、
ネックウォーマー	/ 17 /// 22 // 23	校舎内での着用を認めない
ベスト	白、黒、紺、グレイを 基調とした無地のもの	
セーター	差調とした無地のもの 着丈は制服ブレザーか	
カーディガン	ら出ないものとする	
ひざ掛け	華美でないもの	

3 その他

その他市販品等で本校の規定のある物品は以下のとおりである。

品目	着用期間	項目	使用(着用)の基準
ワイシャツ ブラウス	通 年	本校指定のもの または、 白のワイシャツ、 白のブラウス	・制服ブレザーを常時着用していれば、 指定品に準ずるワイシャツ、ブラウス でも着用を認める (購入前に生徒指導部で色・デザイン等 を確認すること)
ベルト	通年	黒、茶など華美でない 一般的なベルト	・通し穴が 2 列のもの、装飾バックルの ものは禁止
通学靴	通年	運動靴 、革靴	・サンダル、スリッパ等で登下校しない
上履き	通年	本校指定のスリッパ	・色は学年色のもの
靴下	通年	華美でないもの	・黒または紺のタイツの着用を認める
鞄 等	通年	リュック等	・チャック等で口を閉められるもの

頭髪・身だしなみについて

1 頭髪について

- (1) 授業や実習に支障がなく、公的な場面でも通用するバランスのとれたものとする(「履歴書用写真」が撮影できる状態を常に心がける)。
- (2) 特異な加工等はしない。 染色、パーマ、エクステ、ドライヤーなどを用いた極端な加工は禁止とす る。
- (3) 長さの目安は、安全上、日常生活を通して髪が目にかからないこととする。ただし、就職・進学試験に向けて、別に基準を設けて指導する場合がある。
- (4) なお、(2)、(3)について特別な事情がある場合は申し出る。

2 その他

- (1) 装飾品を身に付けない(髪飾り、ネックレス、ピアス、指輪等)。
- (2) 化粧等は禁止とする(口紅、マニキュア、つけまつげ等)。
- (3) 頭髪の色や形状にクセのある場合は、入学時に申し出る。
- (4) 身分証明書を常に携帯する。紛失した場合は担任を通じて、再発行の手続きをする。

校内生活について

1 遅刻について

8時50分(チャイムの鳴り終わった時点)で遅刻とする。遅刻した生徒は、 生徒指導室で「個人遅刻カード」及び「入室許可証」を記入し、教室に入室す る時に、「入室許可証」を担任、もしくは教科担任に提出する。

2 スマートフォン等の利用について

- (1) スマートフォン・携帯電話等は、朝のST前から帰りのST後まで電源を 切って鞄の中にしまう。校舎内の使用は原則認めない。ただし、教員の指導 のもと、許可した時間帯や目的の範囲内での使用は認める。
- (2) SNS 等の利用によるトラブルには十分に注意する。
 - ・自分や他人の個人情報(住所・氏名・学校名・写真・動画)を掲載しない。
 - ・他人を誹謗・中傷するような書き込みや画像を掲載しない。
 - ・SNSトラブルに巻き込まれた場合には、いちはやく周りの信頼できる大人 (保護者、先生等)に相談する。

3 生徒用タブレット端末の利用について

- (1) タブレットの利用や持ち帰りについては、利用規定を遵守する。
- (2) 破損等の場合は、速やかに申し出る。

4 校内生活における諸注意

- (1) 登校後、授業の終了時まで許可なく校外に出ない。無断で早退をしない。 通院等で、特別に外出の必要がある場合は、担任の許可を受けて外出をす る。
- (2) 学業に不必要なものは持ち込まない。 (ゲーム類、トランプ、漫画、携帯音楽プレーヤー等)
- (3) 昼食は、自分のホームルーム教室にて摂る。
- (4) 上履、下履を厳格に区別し、下駄箱の上には物を置かない。安全靴は産振棟以外では履かない。
- (5) 学用品、その他所持品は華美、ぜいたくなものを避け、所持品には必ず氏 名を明記する。
- (6) 学校に必要以上の現金、貴重品を持参しない。貴重品の管理は自身で行い 体育、実習、学校行事等の場合、貴重品袋を活用して担任もしくは担当の先 生に保管してもらう。
- (7) 個人の物品の紛失、盗難被害に遭った場合は、担任及び生徒指導部に申し 出る。
- (8) 拾得物、紛失物は速やかに生徒指導室に届け出る。
- (9) 許可なくして次の場所に立ち入らない。
 - [変電室、倉庫、用務員室、会議室、その他特別教室等] なお、自分のホームルーム以外の教室についても、立ち入らない。
- (10)学校の施設、備品の取扱は丁寧にし、破損・紛失のないようにする。万が一破損・紛失の場合には、生徒指導部に申し出て、指示を受ける。本人の責任による破損は、原則として全額弁償とする。
- (11)校内の掲示物には、しっかりと目を通し、内容を確認する。
- (12)生徒が、印刷物の発行、掲示物の掲示及び集会を開くときは、前もって関係の先生及び生徒指導部に届け出て、許可を受ける。

交通安全について

道路交通法を遵守し、交通マナーを身に付け、交通安全に心がける。また、自 らの命を守り、加害者とならないように努める。

1 自転車利用者

- (1) 自転車通学希望者は、「自転車通学届」と「自転車自主点検票」を提出し、規定のステッカーを車体の見える部分に貼る。
- (2) 校内における自転車の駐輪は、クラスごとの所定の場所に駐輪をする。その際、必ず鍵をかけ、盗難防止に努める。
- (3) 自転車は駐輪場に自立できるものとする。その際、整理整頓に努める。
- (4) 自転車通学者は、道路交通法を遵守する。具体的には、以下の内容が禁止されている。信号無視、傘さし運転、自転車の2人乗り、一旦停止無視、並進走行、夜間の無灯火、ながらの運転(スマートフォン等の使用や音楽を聴きながらの運転)。
- (5) 登下校時は、危険な道路を避けて安全な道路を選ぶ。
- (6) 雨天時は、雨ガッパを着用する。
- (7) 定期的に車体を点検して、整備不良のまま通学をしない。
- (8) 他の通行人、車両の迷惑にならないように心掛ける。
- (9) 自転車乗車時は、ヘルメットの着用に努める。
- (10)任意の「自転車損害賠償保険」等への加入が望ましい。

2 「4ない運動」の厳守

(「免許を取らない」・「乗らない」・「買わない」・「乗せてもらわない」)

- (1) 原動機付き自転車、自動二輪、自動車運転免許の取得は、禁止する。
- (2) 大人の方の運転でも、自動二輪には乗せてもらわない。
- (3) 3年生で普通自動車免許(準中型も含む)の取得を希望する生徒は、学校が指定する手続きに従う。入校日は、2学期末考査最終日以降とする。

3 交通事故に遭遇した場合

- (1) 交通事故に遭遇した場合は、速やかに警察に連絡する。また、保護者及び 学校に連絡を取り、その状況を伝える(本人が学校に連絡できない場合は保 護者の方に連絡をしてもらう)。
- (2)被害に遭った場合は、怪我がなくても勝手な判断をして、その場を離れない。
- (3) 加害の場合は、決してその場から逃げない(その場から逃げると、悪質性が増し、後から立場が悪くなる)。状況によっては保護者に連絡を取り、相手の方と話をしてもらう。
- (4) 交通事故(自損事故を含む)は、生徒指導部に「交通事故報告書」を提出 する。

校外生活について

- 1 常に言動に注意し、高校生としての品位を保つとともに、社会道徳の実践 に努める。
- 2 トラブルを避けるため、風紀の好ましくない遊戯場、娯楽場、飲食店には 出入りしない。
- 3 危険に巻き込まれる可能性が高いため、夜間の外出は極力しない(愛知県 青少年保護育成条例 青少年の深夜外出に関する規制により、午後11時か ら翌日午前6時までは外出をしない)。保護者の了承のない外泊もしない。
- 4 冬山登山は禁止とする。
- 5 アルバイトは、特別な理由があり就学上必要な場合は、「アルバイト届」 に記入の上、担任を通して生徒指導部に申し出る。
- 6 ヤングケアラーに当てはまり、学業などの学校生活に困っていることがあれば、身近な先生へ相談する。

特別指導について

社会や学校のルール(法律や校則)を守らなかった場合は、本校の基準に従い、 反省や生活改善を目的に、自らと向き合う機会として特別指導を行う。

生活のきまりの見直しについて

生徒会やPTA役員会などの場面で、生活のきまりについて確認したり議論したりする機会を設ける。見直しについては、生徒、保護者、教職員の意見を参考に生徒指導委員会を経て決定する。